

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（ガントリークレーン）
発生日時	令和元年9月25日 07時42分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港花畔 ^{ほんなぐろ} ふ頭1号岸壁 石狩湾管理組合導灯（前灯）から真方位000° 890m付近 （概位 北緯43° 11.5′ 東経141° 17.5′）
事故の概要	コンテナ船 ^{サニー クローバー} SUNNY CLOVERは、着岸操船中、ガントリークレーンに衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月27日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ船 SUNNY CLOVER（パナマ共和国籍）、9,865トン （1,000TEU） 9748394（IMO番号）、SEIUN SHIPPING S.A.、TSURUMI KISEN CO., LTD
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、免状不詳
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷 ガントリークレーン 電源供給用ケーブルリールに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 6、視界 良好 海象：潮汐 高潮期 石狩市には、令和元年9月24日07時55分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか17人（大韓民国籍1人、ミャンマー連邦共和国籍16人）が乗り組み、コンテナ貨物を積載し、石狩湾港花畔ふ頭1号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に出船右舷着けの目的で、着岸操船を始めた。 本船は、西風が次第に強まる状況下、左舷船尾部にタグボート1隻を配して風下側の本件岸壁に着岸操船中、強風により右舷方に圧流されたので、主機を微速力前進として左舵一杯を取り、バウスラストを左方（船首を左に回頭させる操作）としたものの、右舷船首部が本件岸壁のガントリークレーンに衝突した。
分析	本船は、強風注意報が発表され、西風が次第に強まる状況下、風下側の本件岸壁に右舷着けで着岸操船を続けたことから、強風により右舷方に圧流され、本件岸壁のガントリークレーンに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、強風注意報が発表され、西風が次第に強まる状況下、本船が風下側の本件岸壁に右舷着けで着岸操船を続けたため、強風によ

	<p>り右舷方に圧流され、本件岸壁のガントリークレーンに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 強風が予想される状況下、風下側の岸壁への着岸操船は、風向及び風速の変化に十分な注意を払うとともに、状況に応じてタグボートを増やすことや着岸操船の中止も検討すること。